

iSB 公共未来塾 横浜地区

(社会的企業育成支援事業／社会起業インキュベーション事業)

第2回社会起業プラン・コンペティション応募要項

この要項は、社会的企業育成支援事業コンソーシアムが実施する社会的企業育成支援事業のうち、社会起業インキュベーション事業として実施する社会起業プラン・コンペティションの横浜地区における第2回社会起業プランの募集に関して必要な事項を定めたものです。横浜地区における社会起業プラン・コンペティションに参加し、起業支援を受けることを希望する方はこの要項にしたがってご応募ください。

【募集条件・応募資格】

公的資金による地域密着型の公共サービスが民間の手で担われることによって様々な創意工夫が付加されると期待できる分野（募集分野を参照のこと）において、公民連携・公共サービス改革の制度・手法を活かした社会起業を目指す個人であって、採択後1年以内に以下の諸条件を満たす社会的事業を起業する意志を持ち、かつ社会的企業育成支援事業コンソーシアムの横浜事務局（以下「地域事務局」という。）が支援するに相応しいと認めた方とします。

- (1) 既存事業の振替（実質的にそのように判断されるものを含む）でなく、新たに企画された事業であること。
- (2) 建設・土木事業ではないこと。
- (3) 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。
- (4) 本事業の対象とする地域内に事業ニーズがあり、社会起業に相応しい事業であること。

なお、本社会起業プラン・コンペティション（横浜地区）への応募は、2回を限度とします。

【募集・審査期間】

エントリーシート受付：2010年12月21日（火）～2011年2月4日（金）

審査シート受付締切：3月5日（金）

一次審査（書類審査）：3月11日（金）

二次審査（プレゼンテーション審査会・内部審査員）：3月17日（木）、19日（土）

三次審査（プレゼンテーション審査会・オーディエンスあり）：未定

【応募方法】

社会起業プラン・コンペティションへの参加・起業支援を希望する方は、末尾の「社会起業プラン応募用紙【エントリーシート】（様式第 2 号）」に必要事項を記入して、2 月 4 日までに横浜事務局まで郵送・ファックスまたは電子メールにてご応募ください。応募者には「社会起業プラン応募用紙【審査用】（様式第 3 号）」をお送りします。

なお、社会的企業育成支援事業コンソーシアムの構成員及びコンソーシアムと連携・協働する団体（連携・協働団体）からの推薦がある場合には、「社会起業プラン提案書」と併せて推薦元の「候補者推薦書（様式第 1 号）」を提出ください。

応募・問い合わせ：横浜事務局（公益財団法人起業家支援財団）

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80 中小企業センタービル 906

TEL／045-263-9222 FAX／045-263-9220 E-mail／i-sb@shienzaidan.or.jp

【募集分野】

社会起業プランを募集する事業分野は以下の通りとします。

- ①介護・高齢者福祉関連サービス
- ②障害者自立支援関連サービス
- ③脆弱階層に対する生活支援・生活保護関連サービス
- ④子ども・子育て支援関連サービス
- ⑤農業ビジネス・農業振興関連サービス
- ⑥環境ビジネス・環境関連サービス
- ⑦若者自立支援・就労関連サービス
- ⑧起業支援・産業振興関連サービス
- ⑨商店街振興・まちづくり関連サービス
- ⑩その他

【起業支援対象者の募集人数】

起業支援対象者の募集人数は下表を目安とし、応募のあった社会起業プランの内容等を総合的に勘案し、総額予算の範囲内で決定します。

起業支援対象者の募集	1 クール	2 クール		3 クール		4 クール	研修生
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	合計
横浜会場	10 名	10 名	10 名	10 名	10 名	10 名	60 名

【審査の方法】

応募のあった提案については、本事業のアドバイザリーグループとして設置する起業支援委員会における検討・調整のもと、地区担当コーディネーター（インキュベーションマネージャー）が書面審査（一次審査）を行い、地域事務局において可否を決定します。なお、書面審査に加えて、必要に応じて面談による審査を実施する場合があります。

一次審査の結果については、応募者（推薦のあった場合には応募者及び推薦元）に対して、すみやかに可否を通知します。なお、可否の理由については非公開としておりますので、予めご了承ください。（提案者ご本人にも可否の理由はお知らせいたしません）

一次審査の通過者については地区担当コーディネーター（インキュベーションマネージャー）ならびに人材育成事業のプログラムオフィサーなどが、その社会起業プランのブラッシュアップ等（研修カリキュラムの受講の推薦を含む）をサポートします。

二次審査ではプレゼンテーション審査会（非公開）を行い、有識者等の第三者により構成する選定評価委員会における審査を行います。

【支援対象者の決定方法】

起業支援対象者は、二次審査の通過者を対象としてプレゼンテーション審査会（三次審査・選考は非公開）を実施し、選定評価委員会における審査を経て決定します。プレゼンテーション審査会の日時・会場については、二次審査通過者に対して個別にお知らせいたします。

【支援期間・支援内容】

三次審査の通過者には、地区担当コーディネーターならびにプログラムオフィサーが連携して支援計画を立案するとともに、50 万円前後の起業支援金（第一次）を支給し、3 ヶ月程度の期間の内に社会起業プランのブラッシュアップ（自治体とのマッチング・コーディネートなどを含む。）などのサポートを行います。

上記の結果、5～10 名以上の雇用創出効果が見込めると考えられる社会起業プランについては起業支援委員会における検討・調整のもと、総額予算の範囲内で段階的に起業支援金（第二次以降:最大 450 万円）を支給し、更に集中的な支援を実施します。

起業支援に係る諸費用は、起業支援対象者に支給する起業支援金の範囲内で実施し、その内容・金額等は支援計画において個別に定めます。

支援計画は提出された社会起業プラン提案書、事業計画書等に基づき、起業支援対象者と地区担当コーディネーター（インキュベーションマネージャー）とが相談・合意のもとで

作成し、作成した支援計画に沿って起業支援金（第一次・第二次以降）を支給します。

起業支援の期間は原則として起業支援の開始予定日より1年以内とします。但し、1年間で起業支援を完了できない場合については期間を延長する場合があります。

【起業支援金の対象経費】

起業支援金の支給対象とする経費は、人件費、謝金、旅費交通費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料および損料、会議費、委託費、その他、起業のために必要と認められる経費とします。

【起業支援金の支給方法】

起業支援金は、（原則として）事業の実施報告に基づき、支払い実績を確認した上で支給します（精算払い）。起業支援金の申請方法その他、手続き上必要となる様式等については、起業支援対象者に対して地域事務局より個別にご案内させていただきます。

【支援期間終了後のフォローアップ方法】

起業支援対象者にはオンライン交流ネットワークを通じた相互研鑽の場の提供及びフォローアップを行います。支援期間の終了後3年間については、事務局がオンライン交流ネットワークやメール等により配付するアンケート等に回答することで、自身の起業状況等に関してご報告をしていただくことになりますので、予めご承知置きください。

以上の他、社会起業インキュベーション事業の詳細については実施要綱をご参照ください。